

保育所保育指針（中間報告）に対する団体からの主な意見一覧（H19.8.23）

資料6

（日保）－日本保育協会（保養協）－全国保育士養成協議会（全保協）－全国保育協議会・全国保育士会（私保連）－全国私立保育園連盟（保健協）－日本保育園保健協議会（保看）－全国保育園保健師看護師連絡会（栄協）－全国福祉栄養士協議会 自治労－全日本自治団体労働組合 保学－日本保育学会

項 目（章 等）	保育所保育指針に反映させるよう求める（望む）こと	解説書に盛り込むよう求める（望む）こと	その他
<p>第1章 総 則</p> <p>1. 趣旨</p> <p>2. 保育所の役割</p> <p>3. 保育の原理 (1) 保育の目標</p> <p>(2) 保育の方法</p> <p>(3) 保育の環境</p> <p>4. 保育所の社会的責任</p>	<p>○（1）保育指針の法的根拠を「児童福祉法及び児童福祉施設最低基準等に基づく」と明記すべき（全保協）</p> <p>○（1）「家庭との緊密な連携の下」を追加する（全保協）</p> <p>○（2）「養護と教育を一体的に行う」という記述は、大人主体の表現であり、子ども主体となる表現（「生活の場」「学びの場」など）の工夫が必要（私保連）</p> <p>○（2）「家庭との緊密な連携」の「連携」を「協働」にする（全保協）</p> <p>○（4）「倫理観に裏付けられた」を「人権意識・倫理観に裏付けられた」にする（自治労）</p> <p>○（4）「保護者に対する保育に関する指導」の「指導」は適当ではない。「支援」又は「援助」にする（私保連・自治労）</p> <p>○ア「困難な状況への対処する力を育て、生きる喜びを培うこと」と謳う（日保協）</p> <p>○ア「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている」といった「子ども観」（子どもはどのような存在であるのか）を入れるべき（全保協）</p> <p>○ウ「道徳性の芽生えを養う」は削除する（自治労）</p> <p>○イ「（保護者の）意向を受け止め」を「必要に応じ、その意向を確認し」にする（自治労）</p> <p>○ウに「子どもが生きる喜びをもって」という文言を追加する（全保協）</p> <p>○ここの留意事項と第3章の「保育実施上の配慮事項」はどのような整理か。現行の総則にあるカ、キは第3章に移行しているが、ク（体罰禁止）とケ（守秘義務）もどちらかに残すべき（自治労）</p> <p>○「保育所の社会的責任」は「保育所の役割」と一本化し、「保育所の役割と責任」とすべき（私保連）</p> <p>○（1）「人権尊重」の内容として「障害や疾病の有無、家庭・保護者の状況、生育歴等の状況、文化・民族の違い等による差別を行わない」旨、具体的に規程すべき（私保連）</p>	<p>○保育所に期待される役割の深化・拡大の具体的説明が必要（保健協）</p> <p>○改定の背景として、現代に対する歴史的・国際的な時代認識を示す記述が必要（保養協）</p> <p>○子どもの育ちの変化だけでなく、子ども本位の質の高い養護と教育が求められてきたことなど、説得力ある説明が必要（保健協）</p> <p>○「保護者の意向」について、保護者の理不尽な要求もあり、児童福祉の観点から保護者を指導することが必要であることなどを記す（日保協）</p> <p>○教育基本法の趣旨を生かし、例えば、伝統と文化・国民性を大切にす等の理念を盛り込むこと（日保協）</p> <p>○子どもが集団の生活・活動を通して規範意識を見に付けることを忘れてはならない（日保協）</p> <p>○「人権を大切にする心」を育てる（平成9年厚生省通知）にある「保育についての留意事項」の趣旨を生かしたものを収録する（自治労）</p> <p>○広く一般に公的な保育制度の役割について明確にすることが必要である（全保協）</p>	<p>○解説書はあくまで解説書であり、ガイドラインではないことを明確にすべき（私保連）</p> <p>○指針と解説書の位置付けやその性格を明らかにする（全保協）</p> <p>○「保育に欠ける」という言葉はマイナスイメージを与える言葉であり、今後の課題として、児童福祉法における適切な用語を検討してほしい。（自治労）</p> <p>○告示化により「しなければならない」などの語尾が文脈上どこまでかかるかを明確にした文章整理が必要である。（自治労）</p> <p>○保育理念を現場が実践できるように、人材確保・職員の増員や専門職員の配置、施設整備の充実等についても今後の検討課題とする。（日保協）</p> <p>○21年4月の施行前までに、周知・普及のための研修を確実にを行うとともに、環境整備、実施可能な基盤整備などを含め取り組む必要がある。（全保協）</p>
<p>第2章 子どもの発達</p> <p>1. 乳幼児期の発達の特性</p> <p>2. 発達過程</p>	<p>○発達が直線的でなく、足踏み、退行、横道に逸れたりしながら発達することを表現（私保連）</p> <p>○安定した生活の営みの連続性が保育にとって欠かせないことを記すべき（全保協）</p> <p>○（3）「…情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される」は、乳幼児期にふさわしい表現にすべき（私保連）</p> <p>○（3）「道徳的」を削除（自治労）</p> <p>○子どもの発達の道筋を示すのであれば、6歳を越えて小学校低学年まで示すべき（私保連）</p> <p>○「同年齢の子どもの均一的な」の「均一的」は誤解を招くので削除。「子どもに発達の遅れや…」は「子どもの育ちは様々な条件により、一人一人の子どもの発達特性があることを踏まえて」とする。「保育士等は、子どもの力を十分に認め…重要である」は第3章に移す（全保協）</p> <p>○（8）「おおむね6歳」の最後「身近な大人に甘えてくることもある」は削除（自治労）</p>	<p>○子どもの発達に関し、一見大人が悪いときめつける子どもの言動を発達の証として捉える具体的記述が必要（保養協）</p>	

<p>第3章 保育の内容</p>	<p>前文</p> <p>1. 保育のねらい及び内容</p> <p>(1) 養護に関わるねらい及び内容</p> <p>(2) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>2. 保育の実施上の配慮事項</p>	<p>○養護と教育の一体的展開が重要であることが重要であることから、第3章前文に以下を加えるべき。「保育士等は、実際の保育においては、子どもの活動との関わりの中で、一人一人の子どもの発達過程や心身の状態に応じて、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である。そのために、ここでは、保育の「ねらい」と「内容」についても具体的な内容を把握するための視点として、養護と教育の両面から示すことが有効であると考えられる。」(全保協)</p> <p>○「誕生から小学校就学までの長期的視野」としているが、「誕生から就学後までの」と改める(全保協)</p> <p>○「養護」の定義を、「生命の保持、情緒の安定」にとどまらず、子ども主体の立場から、「保育士等が『今のあるがままのあなたが好きだよ』というメッセージを子どもに送りつつ、子どもが安定した生活を送ることができ今を健やかに生きられるよう護り支えること」とすべき(私保連)</p> <p>○「教育」の定義は「教育とは子どもが心身ともに健やかに成長し、生活や遊びがより豊かに展開されるための援助である」の方がふさわしい(自治労)</p> <p>○領域別の発達支援の工夫を教育として捉えるのであれば、領域設定にとどまらず、学習内容に影響する諸条件(保育士、保護者、メディア、生活等)を分析し言及する必要がある。また、教育課程との連結を目指すという教育論を展開するのであれば、「<u>保育課程</u>」という用語に統一すべき。(保養協)</p> <p>○「ねらい」は、「心情、意欲、態度」にとどまらず、「習慣、能力、知識」まで含めて捉えるべき。(私保連)</p> <p>○「養護に関わるねらい及び内容」イの(ア)①「一人一人の子どもに」のあとに「一人一人の子どもに応じた愛情豊かで」という文言を追加する。同④「心身の疲れを癒す」を「心身の安定を図る」に改める。また、同ア(イ)の④と同イ(イ)の⑤を入れ替えるべき。(全保協)</p> <p>○「教育に関わるねらい及び内容」について、保育所保育の特性を踏まえた内容を再考願いたい。(全保協)</p> <p>○5領域は並列的で構造化されておらず、以下の見直しが必要。(私保連)</p> <p>「環境」には、「数量」、「図形」、「文字」が含まれているが、「文字」は「言葉」の領域に含めるべき。「環境」は、ねらい・内容からは、むしろ「自然と地域社会」とすべき。「表現」は、「感性と表現」、「感性・イメージ・表現」としたほうが適切</p> <p>○同「イ人間関係」⑭「高齢者をはじめ～親しみを持つ」を「親しみを持ち、関わる」にする。「ウ環境」⑫の前に「日常生活の中で時刻・時間に関心を持ち、見通しをもって生活する」を入れる。「エ言葉」の「1. ねらい」③「……絵本や物語に親しみ」のあとに「様々なイメージを広げるとともに、想像することの楽しみを味わい」という文言を加筆する。(全保協)</p> <p>○イ⑪「障害のある友達や異年齢の友達と関わり」とする。同⑮「自分とは異なる文化を持った人がいることに気づき、関心をもつ」にする。(自治労)</p> <p>○(1)「全般的な配慮事項」のア「子どもの心身の発達及び活動の実態」の後に「家庭背景などの個人差」も入れる。(自治労)</p> <p>○同オに、自分の文化的背景に誇りを持ち自尊感情を育てることができるよう配慮することにも触れる。(自治労)</p>	<p>○養護と教育を一体的に行うことについて、「生活の中に教育がある」ことを強調すべきであり、解説書に盛り込む。(自治労)</p> <p>○深刻ないじめにつながる事をする個人や集団に関し注意喚起することが必要。(保養協)</p> <p>○解説書に現行の「保育士の姿勢と関わり」の視点を明確に記載する。(全保協)</p> <p>○解説書に発達過程区分ごとのねらい・内容・配慮事項を示す。(全保協)</p>	<p>○総則にある「人権を大切にすることを育てる」ことについて第3章「保育の内容」のねらいに示されていない。「障害児とともに育つ」視点(ノーマライゼーションの理念)を指針に位置付けるべきである。(自治労)</p> <p>○幼稚園教育や小学校との連携のために、保育内容を養護と教育に分けることは無理がある(保養協)</p> <p>○保育指針における「遊びの重視が幼児たち自身が活動を主体的に展開していくかについての戦略的知識と結びついていない。(保学)</p> <p>○指針の保育内容を実施するため、次の点への言及が必要。(保養協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針改定に基づく保育所保育を実現するための費用を公的に保障すること ・保育士の免許更新制を導入すること ・保育所長の資格制を検討すること ・保育士養成校のカリキュラムの改正を図ること
------------------------------------	--	---	---	---

<p>第4章 保育の計画及び 評価</p>	<p>1. 保育の計画 (1) 保育計画 (2) 指導計画</p> <p>2. 保育の内容等の自己評価</p>	<p>○(2)「乳児保育に関する配慮事項」のイ「一人一人の生育歴の違いに留意しつつ」を「一人一人の発達過程の違いに…」に改める。(全保協)</p> <p>○同エ(保護者との信頼関係)は全般的な配慮事項に移行する。(自治労)</p> <p>○「3歳未満児」と「3歳以上児」に「おおむね」を表示すべき。(全保協)</p> <p>○「保育の実施上の配慮事項」として次の内容を付け加えて欲しい。(私保連)</p> <p>◇乳幼児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適切な規模で生活できるよう配慮し、静かで落ち着いた雰囲気を保つこと」 ・「保護者と連携し、24時間を通した生活リズムを整えるようにすること」 <p>◇3歳未満児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「場面に応じて適当な小グループに分け、子どもが落ち着いて行動できるようにすること」 ・「ひとり遊びが落ち着いてできるように保障し、みたて遊び、つもり遊びなど、ごっこ遊びへの芽生えを培うこと」 <p>◇3歳以上児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今日はこう、明日はこうする、といった生活の見通しを子ども自らが持てるようにすること」 ・「五感を通して感じとること、実体験を通して学ぶことを第一にしつつ、図鑑など各種の教材を参考にしながら学んでいくように配慮すること」 ・「冒険心や探求心が十分満たされるようにし、自ら学ぶ意欲が育つようにすること」 <p>◇障害児保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章の「保育の計画」で、指導計画の作成上の留意事項として言及があるが、保育の実施上の配慮事項で扱うべき <p>○「保育計画」と「指導計画」について、その目的と内容が浸透するよう、名称等も含め再検討する。また、具体的に示す。(全保協)</p> <p>○同1-(3)ア(ア)「個別的な計画を策定する」は現行どおり「個別的な計画を立てるなど必要な配慮をすること」とする。(自治労)</p> <p>○同エ(ア)に「放課後児童クラブ」との連携を追加する。(自治労)</p> <p>○同エ(イ)の小学校への資料送付については、子どもや家庭への理解を深める援助を継続するという視点が必要である。特に障害児については、保護者の意思を尊重した対応が必要であることを記すべきである。(自治労)</p> <p>○「指導計画」は不適切(子どもと保育者の関係は相互関係であるべきであり、「指導計画」を「保育計画」に、「保育計画」を「保育基本計画」ないし「保育課程」に改めるべき(私保連)</p> <p>○情報公開の対象となる範囲と個人情報保護との関連を整理する。(全保協)</p> <p>○「保育所の自己評価」について、既に厚労省から示されている第三者評価の仕組みには「公表」は必要とされていない。(全保協)</p> <p>○保育所の自己評価で「地域住民等の意見を聞くこと」は疑問。(私保連)</p> <p>○「保育の振り返り・省察」を、「保育士等の自己評価」から切り離して明確に位置づけるべき(評価では、良い悪いのチェックの方法に捕らわれがち)(私保連)</p>	<p>○第4章1-(1)ア、(2)ア(エ)それぞれに「達成されるように」と記述されているが、達成を目的に子どもを動かすおそれがある。このような表現をするのなら解説書で詳しく説明する。(自治労)</p> <p>○障害児への対応に関し、保育の意義を本人やその家族のみの配慮ならず、障害を有しない他の子どもやその保護者の理解を求めることが必要。(保養協)</p> <p>○小学校との連携・協働の在り方について、「子ども子育て応援プラン」を踏まえ、解説書にはより詳しく述べるべき。(日保協)</p> <p>○「小学校への資料送付」は、何を意図して、具体的に何を伝えるか、伝えないのか、また、具体的な連携の在り方等を含め検討すべきである。(全保協)</p> <p>○指針の「自己評価」と第三者評価との関係、さらに行政による監査との関係について、解説書で整理して示す必要がある。(全保協)</p> <p>○第3者評価の必要性、保護者からの苦情への対応に言及する必要がある。(保養協)</p> <p>○保育計画と評価の公的なチェックの方法を示すべき。(保養協)</p>	<p>○クラス規模、室内・園庭の広さ、職員配置基準等の抜本的見直しを。(保看)</p> <p>○保育指針の趣旨・内容について、小学校との連携という観点から、学校現場への周知を図っていくことも課題である。(自治労)</p> <p>○小学校に送付される「資料」の様式や使い方は、市町村任せにするのではなく、文部科学省や中教審と十分協議し、方向性を示すべき</p> <p>○計画・記録・評価は大切だが、改善目的を明確にしないと形骸化し、保育事務だけが膨大になり、職員が疲弊するおそれがある。内容の簡素化を示すべき。(自治労)</p> <p>○自己評価を専門的にチェックする機構が必要であり、国はその整備を図るべき(保養協)</p>
-------------------------------	---	---	---	--

<p>第5章</p> <p>健康及び安全</p>	<p>1. 子どもの健康支援</p> <p>2. 環境及び衛生管理並びに安産管理</p> <p>3. 食育の推進</p> <p>4. 健康及び安全の実施体制</p>	<p>○慢性疾患の子どもの保育への言及が必要。(保健協)</p> <p>○病児・病後児保育は、医療であり、保育所保育の対象外とすべき。(保健協)</p> <p>○食習慣の違いへの理解と対応への言及が必要。(保健協)</p> <p>○日常生活での清潔等の生活習慣づくり、科学的根拠を持った健康教育・安全教育の保健・保育計画への位置づけが必要。(保健協)</p> <p>○次のような事項を検討すべき(栄協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防の観点からのリスクマネジメント ・肥満傾向、やせ等の健康状態の定期的継続的把握と早期対応 ・個別の離乳計画 ・体調不良、病気回復期、食物アレルギー、障害のある子どもの食事への配慮 <p>○2(2)イ「子どもの精神保健面における対応に留意」はわかりやすい表現にする。(自治労)</p>	<p>○保健活動の全てに嘱託医とともに看護職の役割が必要。(保看)</p> <p>(集団保育における感染症の予防対応、軽度の症状及び体調不良児への対応、事故予防対応などで役割を位置づけること)</p> <p>○保育所で「病児」「病後児」の保育を当然行うべきと解釈されないよう、解説書の記載においては慎重な表現に留意すべきである。(日保協)</p> <p>○乳児保育では、予防接種(三種混合、はしか・風疹混合など)の接種が済んでからの入所を勧めることを明記すべき。(保健協)</p> <p>○子どもの精神保健面への対応を解説書において明確に(全保協)</p> <p>○不測の事態が発生してしまった場合の対応として、特に施設長の迅速・的確な判断の必要性等についての記載も必要。(自治労)</p>	<p>○栄養士や看護師は専門職として全園に配置が可能となる財政措置が必要。(保健協)</p> <p>○職員の最低基準に看護職、栄養士の配置を位置づけること。(保看)</p> <p>○嘱託医の役割も大きく、その基本業務を明確にして契約書を義務化すべき。(保健協)</p> <p>○学校保健法の適用だけでない登園基準づくりが必要。(保看)</p> <p>○入所児の健診の回数と内容の充実(保看)</p>
<p>第6章</p> <p>保護者への支援</p>	<p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2. 保育所に入所している保護者に対する支援</p> <p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>○第6章2-(3)「…多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が優先されるよう努めること」を「子どもの最善の利益を考慮し、保護者の状況に配慮…」とすべきである。(全保協)</p> <p>○同(4)の「子どもに発達障害等の障害がある場合や、発達上の課題が見られる場合には…」の「発達障害等の障害」は削除。「発達上の課題」は「発達等の課題」に改める。(全保協)</p> <p>○子育て等に関する相談や助言にあたっては、受容の精神とともに職員の人権意識が重要であることを明記する必要がある。(自治労)</p> <p>○様々な地域子育て支援事業の実施については、市町村と連携して取り組むことが大切であることを明記する。(自治労)</p> <p>○「保護者に対し、その意向を受け止め」は誤解を受ける表現(意向を何でも受け入れると解される恐れ)であり、「保護者の思いや背景を十分に受け止める」という意味に解すべき。(私保連)</p> <p>○親の保育への参加と責任の行使をきちんと義務づける文言を書き入れる必要がある。(保学)</p>	<p>○同(5)の「保護者に対する支援」の事項を解説書において明確にする。(全保協)</p> <p>○保育士の専門性を明らかにする必要がある。(保養協)</p> <p>保護者支援との関わりで、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもの最善の利益を守る立場が明らかになる内容 ②保護者に対する保育指導の具体的姿勢を明確にすべき。 <p>○「家庭養育の補完」という優れた概念を用いない以上、家庭内への子どもの心身の健康を図る介入方法を明示すべき。(保養協)</p> <p>○次の事項について検討すべき(栄養協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の保護者に対し、食事の様子を伝える、食事作りへ助言 ・地域の保護者に対する食事相談、献立紹介、離乳食づくりなどの体験(食の疑問、悩みが子育て不安の要因) <p>○園児の保護者への保健指導、地域の保護者への保健情報の提供を行っており、こうした活動への言及を。(保健協)</p>	<p>○保護者への支援の充実のための人員体制、ソーシャルワーク機能の強化が必要である。また、地域の子育て支援についても実施するための条件整備や財源が必要である。(全保協)</p> <p>○地域における子育て支援のための体制充実をはかること。(自治労)</p>
<p>第7章</p> <p>職員の資質向上</p>	<p>1. 職員の資質向上に関する基本事項</p> <p>2. 施設長の責務</p> <p>3. 職員の研修等</p>	<p>○施設長の責務として職員の資質向上との関係だけで記されているが、運営面での責務を明確にすべきである。(他機関との円滑な連携における役割や安全対策など、迅速な意思決定が重要である)(自治労)</p> <p>○保健分野全般、体調不良児の保育の研修など保健面での研修の充実が必要。(保健協)</p>	<p>○第7章の解説には「職員の資質向上への条件整備及び国や地方公共団体への研修の義務化」を解説に入れる。(全保協)</p> <p>○職員は、専門家として完成された存在ではなく、時間をかけて育っていく存在であることを基本においてほしい。(私保連)</p>	<p>○保育の質として何を具体的に構想するか。また、その質を高めるための研修の在り方の具体的姿は未だ不明のままである。今後、この点で具体化の方向を見守りたい。(保学)</p>

項 目（章 等）	保育所保育指針に反映させるよう求める（望む）こと	対応 等
<p>目次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1. 趣旨</p> <p>2. 保育所の役割</p> <p>3. 保育の原理 (1) 保育の目標</p> <p>(2) 保育の方法</p> <p>(3) 保育の環境</p> <p>4. 保育所の社会的責任</p>	<p>○ 第5章 3. 食育の増進→推進（修正）（全国知事会） ○第2章「おおむね2歳児」ではなく「おおむね2歳」では？</p> <p>○ 「児童福祉最低基準」だけでなく「児童福祉法に基づき」とすべきである。（全国市長会）</p> <p>○ 「保育に欠ける子どもの権利保障」をきちんと位置付けたことを歓迎する（全国福祉保育労組）</p> <p>○ （4）「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断」の倫理観の補足説明が必要（全国知事会）</p> <p>○ （4）「保護者に対する保育に関する指導を行う」とあるが、保育士は保護者の良き理解者であり、支援がよい。（全国市長会）</p> <p>○ イにある「（保護者への）援助にあたらなければならない」、ここだけ「支援」でなく「援助」である理由は？</p> <p>○ 現行記載の「体罰の禁止」「子どもの人権」という文言を明記してほしい。（保育園を考える親の会）</p> <p>○ エにある「互いに尊重する心」、思いやりの心を乳幼児期から育てることは大変重要である。（全国市長会）</p> <p>○ 「生命への尊厳」「感謝する心」「公共心」「他者を思いやる心」等について記載してはどうか。（全国市長会）</p> <p>○ 現行記載の「保護者の施設、屋外遊技場は、子どもの活動が豊かに展開されるために<u>ふさわしい広さ</u>を持ち、…」を記載してほしい（親の会）</p> <p>○ 保育所が、保護者や行政に対して子どもの思いや環境を伝える権利を擁していることを示すため、「保育所は、子どもの<u>代弁者</u>としての社会的責任を担う」と明記すべき（未来ほいく研究21）</p> <p>○ 「子どもの主体としての思いや願いを受け止める」という文言が、「保護者の意向」を重視する内容の文言より少ないようだ。「子どもの主体としての思いや願いを受け止める」ことを総則でも明記してほしい（未ほ研21）</p> <p>○ 「子どもの人権に配慮して」の中に含まれる様々な事柄について、解説書で具体的に示して欲しい（保育園長）</p> <p>○ 保育所の社会的責任は、今の情報社会では特に必要であり、職員の力量が今まで以上に求められると思うが、保育所の責務をより明確にしてほしい。（全国市長会）</p> <p>○ 保育所の保育は幼稚園の教育と同等の役割があることを明示することを希望する。（全国市長会）</p>	<p>○目次訂正</p> <p>○児童福祉法については解説書で詳しく説明</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○児福法18条4に基づくことである</p> <p>○支援よりやや個別的な意味合い？</p> <p>○解説書で説明</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>○4-（1）「子どもの人権に配慮し、人格を尊重して」などの文言を付け加えることも検討</p> <p>○第3章の2に関連の記載あり。</p> <p>○解説書で特に今日的役割について説明</p> <p>○就学前の保育・教育の充実は重要である旨、解説書に記載</p>
<p>第2章</p> <p>子どもの発達</p> <p>1. 乳幼児期の発達の特性</p> <p>2. 発達過程</p>	<p>○ なぜ、年齢区分ではなく8つの発達過程なのか、その理由、根拠を明らかにしてほしい（保育士）</p> <p>○ 発達過程区分の表題が「おおむね」とされたのは、保護者にとってゆとりをもって我が子を見ることができると思う。（市長会）</p> <p>○ 乳幼児期の発達は個人によって異なることから、発達過程の推移やその流れをつかみやすい記述となっている。（市長会）</p> <p>○ 「子ども」と「乳幼児」の言葉の使い方の統一をしてはどうか。</p> <p>○ 子どもの発達の定義で知力と能力を並べるのは疑問。文言の精査必要。（検討委員）</p>	<p>○解説書で説明</p> <p>○基本は「子ども」。必要に応じて「乳幼児」または「乳児」「幼児」「乳幼児期」とする理由がある。</p> <p>○検討の上、修正か？</p>
<p>第3章</p> <p>保育の内容</p> <p>前文</p> <p>1. 保育のねらい及び内容</p> <p>(1) 養護に関わるねらい及び内容</p> <p>(2) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>2. 保育の実施上の配慮事項</p>	<p>○ 「保育」の説明を「養護」と「教育」に分離して記述してしまうと、保育所保育の意味合いが損なわれる（大阪市私保連）</p> <p>○ 保育のねらいと内容が「養護」と「教育」に分けて示されているので、保育の計画を立案しやすいと思われる。（市長会）</p> <p>○ 5領域に関して、就学前の発達目標として記載している幼稚園教育要領と、0歳からの積み上げを重視する保育所保育指針とのずれの解消が不十分。5領域の文字やリズム等の部分だけを取り上げるのでは、早期教育に導く現状の傾向の解決は困難ではないか。（保育士）</p> <p>○（2）のウ「環境」のイ「内容」に「身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、育てるなど」のあとに「育てたり、<u>食べる</u>などして」とする。食の大切さを食育との関連で盛り込む。（大学教員）</p> <p>○（2）「乳児保育に関わる配慮事項」に、統廃合や民営化に伴う保育所の大規模化を鑑み、「適正な規模で生活するように配慮し、静かで落ち着いた雰囲気にする」と追加してほしい（検討委員）</p>	<p>○一体的に行うことを解説書で強調して説明。</p> <p>○幼稚園教育要領においてもそうした意味合いで幼児教育は捉えられていない。生活と遊びを通した保育内容等の充実、環境による保育について解説書に記載。</p> <p>○検討の上、加筆するか？</p> <p>○保育環境の整備とともに保育の工夫も必要。である旨、解説で説明</p>

<p>第4章 保育の計画及び 評価</p>	<p>1. 保育の計画 (1) 保育計画 (2) 指導計画 (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき項目</p> <p>2. 保育の内容等の自己評価 (1) 保育士等の自己評価 (2) 保育所の自己評価</p>	<p>○ (2) 「特定の保育士」と「担当の保育士」の違いを説明すべき（「特定の保育士＝担当制」「担当の保育士＝クラス担任」か？） 乳児保育において、保育士は担当制を前提とし、これを明記すべき（未ほ研21）</p> <p>○ (4) 「3歳以上児の保育に関わる配慮事項」のケ「<u>乳幼児期</u>にふさわしい」は、3歳以上児に関わる項目なので、「<u>幼児期</u>」との記載が適当ではないか。（全国知事会）</p> <p>○ 食事は乳幼児の発育・発達・健康の維持増進に欠かせず、保育所では日々給食が実施されているので、食事又は給食に関する配慮事項についても、「養護に関わるねらい及び内容」や「保育の実施上の配慮事項」等において記載してほしい（全国知事会）</p> <p>○ 発達過程に応じた保育実施上の配慮事項が、保育者により理解しやすいようまとめ方に工夫がみられる。</p> <p>○ 多文化共生保育への具体的配慮や認識が不足している。（大阪市私保連）</p> <p>○ 「環境を通して行う保育」の「環境」と5領域の「環境」は全く別であり、まぎらわしい。5領域の「環境」を「認識」「認知」などの言葉に変更することはできないか（大学教員）</p> <p>○ 1. 「保育計画は…保護者の意向、保育時間などを考慮して作成されなければならない」の「保護者の意向」を削除。保育計画の正しいあり方を考えたとき、保護者の意向は盛り込む必要はない。（保育園長）</p> <p>○ ア「発達過程に応じた保育」の（ウ）「異年齢で構成される組やグループで…」という部分は異年齢構成の保育形態が特別なことと受け取られかねないので、「<u>横年齢</u>で構成される組やグループで…」と加筆してほしい。（未ほ研21）</p> <p>○ ウ「障害のある子どもの保育」 障害のある子どもへの対応を「適切かつ十分に」行うために不可欠である十分な職員配置についての、財政面を含めた措置（特に、発達障害等障害の態様の多様化に即した対応）をお願いしたい。（全国知事会） 同（ア）「保育を実施する観点から、個別の<u>支援計画</u>を作成するなど」の<u>支援計画</u>の補足説明が必要（全国知事会） 同（ウ）障害のある子どもの保育について「指導計画に位置付けること」についての意味が不明瞭である。（文科省特別支援課）</p> <p>○ 保育所においても、特別支援学校のセンター的機能を活用することは重要である。平成19年4月に学校教育法の一部が改正され、第71条の3に「特別支援学校」について条文が新設されたところであり、専門機関とは別に特別支援学校について明記していただきたい。（文科省特別支援課）</p> <p>○ エ「小学校との連携」の（イ）に関して ・保育所から小学校に送付される情報は「個人情報」なので、個人情報保護法等法令上問題がないか等について整理が必要。特に、保育所は公立と私立があり、個人情報保護法上では別個に規定されているし、市町村は現在未締結である私立保育所との委託契約書を締結すべきである（幼稚園の指導要領については、文部科学省令の「学校教育法施行規則」に定められている）。 ・小学校における幼稚園指導要領の活用状況を把握しておくべき。（全国知事会） ・「子どもの育ちを支えるための資料」は全国の市町村小学校に配布されることから、名称や様式については全国一律となるよう考慮すべき（幼稚園の指導要領は都道府県ごとにその様式を作成すべきとの通知が出ている）。（全国知事会・全国市長会） ・「子どもの育ちを支えるための資料」はどのようなものを指すのか幼稚園との整合性も踏まえて様式等を示すべき。（全国知事会） ・保育所からの提供だけでなく、保育の改善努力のためにも、就学後の小学校からも報告されるなど、幼保小の連携や関係づくりが図られるとよい。（全国市長会） ・「保育所から小学校への資料の送付」について、個人情報の取扱や保育所側への負担を考慮した制度設計を行うべき。（全国知事会・全国市長会・大阪市私保連） ・「小学校との積極的な連携」という表現が、早期教育(ワークを使つての習得等)を助長するのではないか（親の会） ・幼稚園との連携についても記載すべきである。子どもの交流をきっかけに職員が交流したり、双方が就学前の子どもを支える立場で協働していけるような関係づくりに取り組んでいる地域もあり、たいへん重要である。（全国市長会）</p> <p>○ 自分たちの実践を評価により高め合うことは、これからの保育所にとって重要である。ただ、結果の公表に努めるとなると、ともすれば評価のための保育、見せるための保育に傾倒しないか危惧するところである。（全国市長会）</p> <p>○ 自己評価が新たに加えられたが、何らかの方法による外部評価についても必要と思われる。（全国市長会）</p> <p>○ 保育所の評価を地域の方や保護者に意見として聞くことが望ましいということだが、現実には難しいと思われる。（全国市長会）</p>	<p>○それぞれの保育現場での実情を踏まえ、解説書で説明</p> <p>○乳児期、幼児期、学齢期の連続性を踏まえ、あえて「乳幼児期」としている。</p> <p>○第5章の記載と解説書で対応でよいか、検討</p> <p>○解説書で言及</p> <p>○参考意見として今後検討</p> <p>○保護者の意向をすべて取り入れるのではなく、「考慮する」ことは必要。</p> <p>○「横年齢」という言葉は一般的でない。異年齢でよい。</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○解説書に記載（幼稚園教育要領改訂の文案との整合性も配慮）</p> <p>○個人情報保護の観点からの整理は別紙参照（法令等で規定されている場合は保護者の同意は不要である。）</p> <p>○研究グループにて調査、検討中</p> <p>○研究成果を踏まえ、解説書で説明。また、全国の市町村、教育委員会等への周知、伝達等の必要性重視</p> <p>○解説書に記載</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○解説書に記載</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○解説書に記載</p> <p>○課題として認識</p>
--	---	---	--

<p>第5章 健康及び安全</p>	<p>1. 子どもの健康支援</p> <p>2. 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>3. 食育の推進</p> <p>4. 健康及び安全の実施体制</p>	<p>○ 保育士等及び保育所の自己評価基準を明確にすべき。(全国知事会)</p> <p>○ (1)「保育士等の自己評価」において、保育実践を振り返り自己評価する際、職員集団としての議論や経験交流を通じた相互援助が必要。職員集団相互の援助関係がはっきりするような記述の書き換えを求める(全国福祉保育労組)</p> <p>○ (2)「保育所の自己評価」において、地域の実情等に即した評価項目等を設定し、評価結果の公表を求めているが、評価基準を統一しないと、利用者の判断材料になり得ない。(全国知事会)</p> <p>○ “外部に対する説明的保育計画や記録”と“内部で検討・研修しながら作り上げる保育観を含めた保育計画や記録”の2面性を踏まえる等して、自己評価を取り入れる理由をよりわかりやすく示すべき(未ほ研21)</p> <p>○ 学校などには外部の委員による外部評価(学校協議会)が進んでいるが、同様な評価体制が保育所にも求められるべきである。(全国市長会)</p> <p>○ 保育所の自己評価と第三者評価との関連や自己評価が保育の質の向上につながる仕組みを明らかにすべき。(保育園長)</p> <p>○ 母子手帳の活用状況から保護者の児童に対する保育状況を把握できるので、重要な情報源である母子手帳確認の根拠にするために、母子手帳に関する記載を残してほしい。(全国知事会)</p> <p>○ (1)「子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握」のイに、保護者に健康診断の受診を促す旨を加えるべき(解説書記載では不十分)(未ほ研21)</p> <p>○ 衛生管理について、感染症の発生の予防の視点から、児童だけでなく職員の健康・衛生管理をする趣旨を反映することが必要(全国知事会)</p> <p>○ (2)「事故防止及び安全対策」に、材料・形状等を含む遊具や玩具の安全基準に触れる文言を追加してほしい(未ほ研21)</p> <p>○ 保護者への指導(朝食の大切さ・段階をおった離乳食の必要性・栄養バランスについて・レシピ等)の項目を追加してほしい。例えば、第2章2(2)「離乳食から幼児食に徐々に移行」の部分に、家庭と連携し並行して進めていく、と記載する等(未ほ研21)</p> <p>○ (看護師や栄養士が)「配置されている場合には」という記述は、配置されていない場合には行わなくてもよいとの誤解を招く。配置を義務づけるとともに、配置されるまでの期間、国や自治体からの援助について積極的に記載すべき(全国福祉保育労組)</p> <p>○ すべての箇所「健康・安全及び食育」とすべき。(全国市長会)</p> <p>○ 保育所の健康・安全における施設長の役割を明確にすべきである。</p> <p>○ 子どもの健康・安全に関する第一義的責任が保護者や家庭にあることを基本にするべきではないか。</p>	<p>○解説書で説明</p> <p>〃</p> <p>○自ら評価項目を定めることの重要性についても解説書で説明</p> <p>○解説書で質の向上に資する評価の仕組みについて説明</p> <p>○解説書で補足説明</p> <p>○解説書で補足説明</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>○第3章の解説にも食事や離乳食の大切さについて記載</p> <p>○解説書で補足するとともに自治体への伝達必要。</p> <p>○健康・安全に含むととらえる。</p> <p>○告示文の一部変更。施設長の役割の重要性について4の前文で打ち出す。</p>
<p>第6章 保護者への支援</p>	<p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2. 保育所に入所している保護者に対する支援</p> <p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>○ 保護者を支援の対象としてのみではなく、保育のパートナーとして位置づけるべき。保育所と保護者との連携の中で一貫した教育がなされることが望ましいと記すべき。(親の会)</p> <p>○ 食と健康について、他の章と重複しても、「食の大切さ(離乳食の必要性を含む)」と「健康状態の把握(健康診断の受診を含む)」を角度を変えて示すべき。(未ほ研21)</p> <p>○ 児童虐待の防止に向け、虐待の「発生予防」「早期発見・早期対応」等の視点から児童虐待について反映することが必要。保護者の啓発、地域との連携・協力のための具体的な方策についての記述が必要。(全国知事会・全国市長会)</p> <p>○ (3)において、「障害がある場合」と断定せず、「障害や発達上の課題が見受けられる場合には」とすべきである。(障害福祉課)</p> <p>○ (4)には「～関係機関と連携～」とあり、(6)には「～市町村や関係機関と連携し～」とあるが、(4)の発達障害等の問題においても市町村の保健センターとの連携が必要なので、記載を(6)のものに統一してほしい。(全国知事会)</p> <p>○ 現在「保育に支障がない限りにおいて」という位置付けになっていることが、強制されることになると、現場の困難はいっそう厳しいものとなる。(全国福祉保育労組)</p> <p>○ 地域における子育て相談については、社会全体での子育て支援が求められており、子育て相談を保育所任せにせず、保護者と地域社会が共同して子どもを育てる趣旨を反映すべき(全国知事会)</p> <p>○ 保育所だけが背負い込まず、親が親としての力量をつけるための学びの場や、機関などを別に作ることも必要だろう。(市長会)</p>	<p>○告示文でもそのようにとらえているが、さらに解説書でも説明。</p> <p>○5章の解説書の内容を踏まえて調整</p> <p>○解説書で説明</p> <p>○検討の上、修正。</p> <p>○(4)に「市町村」を加筆する。</p> <p>○解説書の記載や説明の仕方に配慮する</p> <p>○解説書で説明</p> <p>〃</p>

<p>第7章 職員の資質向上</p>	<p>1. 職員の資質向上に関する基本事項 2. 施設長の責務 3. 職員の研修等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「職員集団の専門性の向上を図ることが求められる」とあるが、この具体的内容が明らかになっていない。研修や運営システムの構築を求める。また、職員集団としての共感・共同による協働を保障する体制づくりについて触れてほしい。（全国福祉保育労組） ○ 施設長の資格要件についても触れておく必要があるのではないか。また、「法令遵守」の部分に、具体的に憲法、児童福祉法、労働関係法規等について記述することを求める。（全国福祉保育労組） ○ 一つの章として取り上げられることにより、保育者一人一人の努力と、集団としての専門性の向上への意識付けとなる。特に施設長は、保育所の課題を踏まえ、社会的責任を遂行すべき内容が明確になった。（全国市長会） ○ 職員のうち、調理員についての記載がなく、取り扱いが不明確である。 	<p>○ 解説書で一部説明。今後の課題として認識</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>○ 調理員については5章解説の「食育」の項でも説明</p>
<p>その他・ 全体を通して</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育指針の保護者・社会への伝達を図るため、第8章「子育て・子育て環境の向上」を新設すべきである。（大阪市私保連） ○ 解説書の記述のしかたによっては、「大綱化」の趣旨から離れ、保育所をひとつの型にはめてしまう恐れがある（大阪市私保連） ○ 告示化に伴い保育所保育指針を最低基準とするならば、必要最小限の内容にするとともに、設置認可及び指導監査の際の客観的な基準として適用できるよう、審査項目（チェックリスト）を併せて示してほしい。（全国知事会） ○ 関係団体や保育現場からの意見を十分に聴取して検討を行う。また、施行までの期間を十分に設け、都道府県の行政担当に対する説明会や、保育現場に対する説明、研修の場を設けるなどの、きめ細かな周知を行う。（全国知事会） ○ 保育内容の質の充実を図るために、「保育所保育指針」の改定とあわせて、職員配置の最低基準の見直しが必要（全国知事会） ○ 保育指針の改定による保育所の役割の深化・拡大に伴い、職員研修がより重要となったので、運営費に代替職員費を算入するなど、職員が研修に参加しやすいような環境の確保をしてほしい（全国知事会） ○ 指導監査に際しては、保育現場や監査担当が混乱しないよう、指導監査の着眼点などについて方針を明確にしてほしい。 ○ 規制強化につながり地方分権推進の趣旨に反するので、最低基準とはしないように願います。（全国知事会） ○ 保育内容の指導・監査には専門の職員が必要なので、市町村及び県に指導のための保育士の人件費の措置をお願いする。 ○ 保育の実施主体である市町村の意見を十分聞いてほしい。（全国知事会） ○ 業務や人員配置の増加など新たな負担が生じる場合には、国の責任において財政支援の実施や経過措置を規定するなど、保育所や地方自治体に過大な負担が生じないよう、必要かつ十分な配慮を行うべき（全国知事会） ○ 「大臣告示化により最低基準としての性格を明確化する」としている一方で、「各保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化を図る」とされているが、解説書については、現場での取組や指導の基準となるような内容としてほしい。（全国知事会） ○ 告示という形態でも、省令と同様に取り扱われるのかについて整理して、施行通知に明文化してほしい。（全国知事会） ○ それぞれの項目の語尾に「～すること」という「こと」が連続して付くことにより強制力が感じられる。（大阪私保連） ○ 素案に示された内容の実現には、保育所の役割強化や保育士の更なる資質向上が求められる。（全国市長会） ○ 主任保育士の役割について、児童福祉法に位置付けられていないので、指針に無理なら、解説に盛り込んで欲しい。主任による指導が重要であり、保育所のキーパーソンである。（全国市長会） ○ 現在、「養護」は体の弱い児童を特別に守るとい特別支援学校等のイメージが強く、「教育」は教える＝学校がイメージされ、一般的に保育指針における養護と教育はわかりにくい。（全国市長会） ○ 今だからこそ、「子ども育てる原点」に立ち戻り、育ちの道筋をしっかりと大人（保育士）が理解するとともに、子どもの能力を伸ばすことだけにとらわれず、人の一生の中での幼児期の果たす役割を考え、「育つ」「学ぶ」ことの意義を考えたい。（市長会） ○ 今回の指針において、すべての保育所が遵守すべき役割の重要性が明確に盛り込まれており、評価できる。（全国市長会） ○ 保育所の役割の重要性を踏まえ、告示として位置付けられたことは保育所の質を確保する上で評価できる。（全国市長会） ○ 保育の現場は極めて多忙で、その実態を考えると現場の「保育士」を支え、意欲をもって職務にあたる環境づくりに努めなければならぬと感じた。（全国市長会） 	<p>※ 以下、必要に応じて、解説書の内容に反映させる。</p>